

福山市農地情報提供事業の概要

1. 目的

農地を「貸したい」という情報を一箇所に集め繋ぐことにより、農地の貸し借りの実現を進め、農地の効率的な利用を促進し、耕作放棄地の増加を防止する。

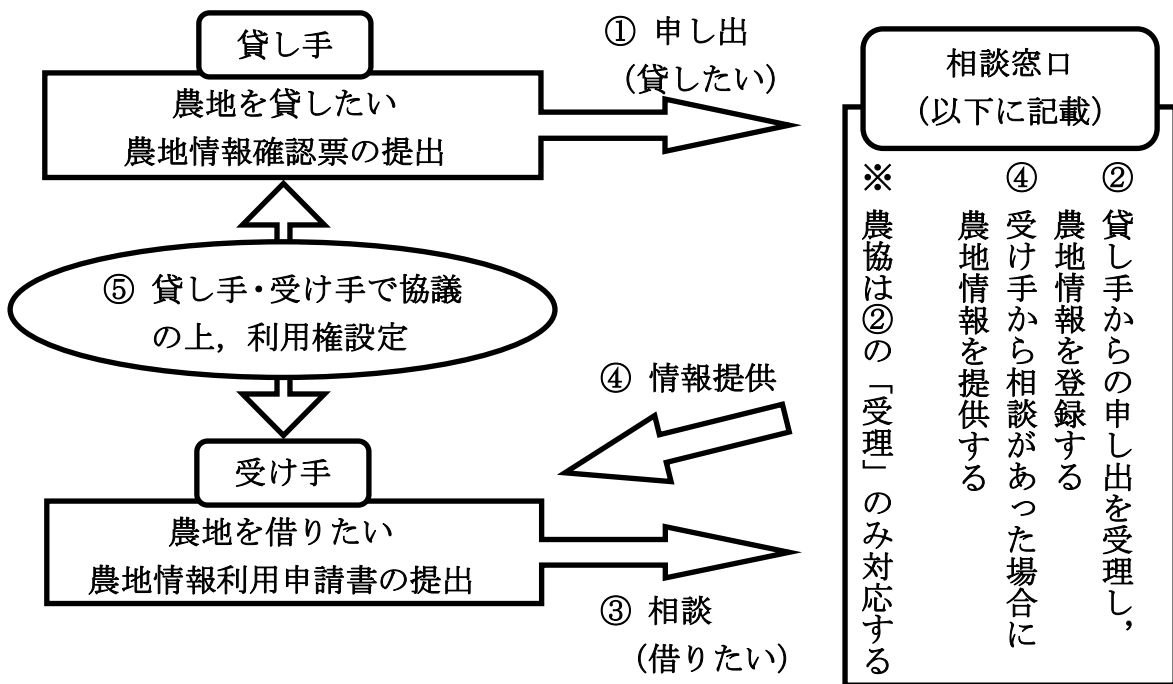
2. 事業主体

福山市農業経営改善支援センター推進協議会

3. 内容

- (1) 高齢化や担い手不足などにより耕作できなくなった農地を預けたい「貸し手」が協議会に申し出する。農地情報確認票に必要事項を記入する。
- (2) 協議会は、農地の貸し手の申し出を受理し、農地情報を登録する。
- (3) 農地を借りたい「受け手」は、協議会に申し出する。農地情報利用申請書を記入する。
- (4) 協議会は、農地の「受け手」の希望に適合する農地情報を提供する。
- (5) 農地の貸し手と受け手が協議の上、農業委員会で農地の利用権設定等を行う。

4. フロー図



5. 相談窓口

農業振興課 (電話：084-928-1177)

農業委員会事務局(各出張所含む)

福山市農業協同組合: 営農部組合員課・各グリーンセンター ※農協は貸し手のみ対応



※農地の貸借に関する条件交渉および契約手続きは、貸し手と受け手で行ってください。また、農地にかかる地域の取り決め（水利・畦畔管理、共有部分の管理等）についても、貸し手と受け手で契約前に負担方法を決めてください。